邓人分ディア「屈田田」10月施行へ

法規制だけでなく「業界のガバナンスとの両輪」を期待する声も

政省令・指針改正で加わる 「厚生労働省令で定める…」 の中身

「正確かつ最新の内容に保つための措置 | とは?

定義に含めるとともに、募集情報

雇用情報の充実

ーク等と相互

表情報を収集する求人メディア等)

については、「募集情報等提供」

0)

態の求人メディア

(ネット上の公

等提供事業者を、 ハロー

の指導監督を可能とする。特に求 の助言・指導に加え、 備等を義務付けるとともに、 個人情報保護、苦情処理体制の整 法的に位置付ける 職者情報を収集する募集情報等提 確性や最新性を保つための措置、 業者に対しては、募集情報等の正 に協力するよう努める主体として そのうえで②募集情報等提供事 改善命令等 とされた。

中身の検討を具体的な

がなされた。 以下のような 集情報等提供事業者」に対して 求人・求職情報の提供を行う「募 求人メディア等及びそれらによる まず定義としては、 た今回の改正職業安定法では、 ″法的な位置付け ①新たな形

> 針の改正に向けたたたき台ともい するための政令・省令、そして指

bに掲載した。 れ図表2、図表3ab、 は、部会資料から抜粋し、 の改正へ向けた対応案について 示された政令・省令、 うべき、対応案が示された。 この日の労働力需給制度部会で そして指針 図表4a

見、質問の多かった改正条文とそ 制度部会に参加した委員から意 て指針の中から、 正の対象となる政令 の対応案を中心に見ていきたい。 今回は、 紙幅の都合もあり、 特に労働力需給 ・省令、 そし

「職業安定法施行令 おける改正案

こととしている」と規定している。

この職業安定法施行令の改

求人メディアの法規制に

行の職業安定法第5条6にお る趣旨から、 「求人の不受理」については、 「職業選択の自由」を保障す 以下のように規定さ

職業安定法第5条の6

改正職安法の今年10月1日の施行 労働力需給制度部会)では、 会労働力需給制度部会」(以下

その具体的な中身を検討

0回労働政策審議会職業安定分科

4月13日に開催された「第34

迅速な指導監督を可能とす との内容が示された。

理しないことができる。 理しなければならない。 共団体及び職業紹介事業者 公共職業安定所、 に違反するときは、 し、その申込みの内容が法令 求職の申込みはすべて受 特定地方公 ただ

項は「求人の不受理」についての施行令」における改正案の検討事 一件のみ。

改正職安法が成立し、求人メディア「届出制」の10月施行へ向 けたルールの明確化などの検討会が4月13日、労政審・労働力需 給制度部会で始まった。ここでは労政審・部会での議事内容、 資料等を基に、「施行規則・指針改正」の概要の把握と論点整 理を行い、10月施行へ向けたルール整備の具体的イメージを模 索したい。また改正職安法の成立前に開かれた国会・衆議院厚 生労働委員会における求人メディア「届出制」に関する委員の 質疑内容等も、それを踏まえた議論として、一部取り上げた。

(本誌 伊藤秀範)

重大な影響を及ぼす求人を未然に 安法で定められた「全件受理」 ついては受理しないことができる 令に違反する求人者からの求人に 排除するため、 例外として、「求職者の就業継続に 職業安定法施行令では、 一定の労働関係法

文理」の この職

まずは政令である「職業安定法